大阪府条例第　　　号

大阪府青少年健全育成条例の一部を改正する条例

　大阪府青少年健全育成条例（昭和五十九年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止）  第三十九条　（略）  　一　（略）  　二　青少年に対し、威迫し、欺き、若しくは困惑させることその他の当該青少年の未成熟に乗じた不当な手段を用い、又は当該青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として性行為又はわいせつな行為を行うこと。  　三　（略） | （淫らな性行為及びわいせつな行為の禁止）  第三十九条　（略）  　一　（略）  　二　専ら性的欲望を満足させる目的で、青少年を威迫し、欺き、又は困惑させて、当該青少年に対し性行為又はわいせつな行為を行うこと。  　三　性行為又はわいせつな行為を行うことの周旋を受け、青少年に対し当該周旋に係る性行為又はわいせつな行為を行うこと。  　四　（略） |
|  |  |

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和二年六月一日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。